

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (51)

小早川義則

Williams v. Pennsylvania, 579 U.S. 1, 136 S. Ct. 1899 (2016年6月9日)

——州最高裁長官カスティーユの本件死刑の請求承認および州最高裁の本件忌避に関する不審査は合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反する。

【事実の概要】

ウィリアムズ (X) は1984年にアモス・ノアウッド殺害で有罪とされた。公判の過程で当時フィラデルフィア地区検事であったドナルド・カスティーユは、Xに対し死刑を求刑する旨の(公判) 立会検察官の要求を承認した。その26年後にXの有罪と量刑は州有罪判決確定後の再吟味および連邦人身保護令状の再吟味において最終的に維持された。ところがXは2012年、

検察側は1963年のブレイディ判決に違反してXの共同被告人から獲得していたにもかかわらずXの無実を示す(exculpatory) 証拠を隠ぺいしていたことを理由にペンシルバニア州の有罪確定後の救済法(PCRA)の適用を求めた。

ペンシルバニア州最高裁は、公判立会検察官のブレイディ判決違反を認め、Xの処刑を延期し、新しい量刑手続きの審査を命じた。これに対し州側はペンシルバニア州最高裁(その首席裁判官は前地方検事カスティーユであった)に異議を申し立てた。同首席裁判官は何の説明もなしに、本件事件へのXの回避の請求も忌避の請求も退けた。その2年後に首席裁判官カスティーユは辞職した。

ケネディ裁判官が5対3の法廷意見(ギンズバーグ、ブライア、ソトマイヨールおよびケイガン裁判官参加)を言い渡した。ロバツ首席裁判官は反対意見(アリト裁判官参加)、トマス裁判官は別途反対意見を述べた。ケネディ裁判官執筆の法廷意見は次の通りである。

【判 示】

本件においてペンシルバニア州最高裁は、ウィリアムズ(X)を第1級殺人罪で有罪として死刑を言い渡した有罪判決確定後のXへの救済(relief)を認めた。州最高裁の判断に関与した裁判官の1人は、本件事案で当時検事としてXへの死刑求刑を承認していた地方検事だった。同裁判官は、Xの本件からの回(忌)避の主張を退けた上で救済を認めなかった判決(決定)に参加していた。本件で提示された問題は、Xからの同裁判官の回(忌)避の主張を退けた上、その後の決定に同人が参加したことが第14修正のデュー・プロセス条項に違反するかだった。

当裁判所の先例は、裁判官の偏見の可能性(the likelihood of bias)が非常に高く憲法上容認できないとき回避(recusal)を必要とするという客観的基準を明らかにしている。Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 556 U.S. 868, 872 (2009). 当裁判所はこの基準を適用して、同裁判官の本件事件への回避はデュー・プロセスの要求であ

ると結論する。

I

申立人はT.ウィリアムズである。ウィリアムズ(X)は18歳になって間もない1984年にフィラデルフィアで56歳のA.ノアウッド(N)を殺害した。その公判で州側は、Xとその友人M.ドレイバー(D)はNが車で通りかかったときその通りの角に立っていたという証拠を提出した。自宅までその車に乗せて欲しいと2人が頼みNは同意した。それからDはNに(自宅とは異なる)墓地の方向を示した。XとDはNに下車して墓地の中に入るよう命じた。墓地で2人は、ノアウッド(N)をその衣服で縛り付け殴打して死に至らしめた。州側証人としてドレイバー(D)は、物盗りが犯罪の動機であると述べていた。Xは自己の防禦のために証人台に立って、この犯罪に関与していないし、被害者を知らないと言った。

公判の過程で立会検察官は、彼女の地区検察官事務所の上司に死刑を求刑する許可を求めている。この要求の裏付けとして彼女は、本件犯罪の詳細を明らかにした上で、制定法上の2つの加重事由および減軽事由を示す情報を明示したメモを準備していた。このメモの下部に、当時フィラデルフィアの地区検事であったR.カスティーユの“死刑求刑を承認する”旨の記載があった。公判の量刑段階で検察官は、自宅まで送ってほしいと頼んだ男であるという理由だけでNを殺害したのであるからXは極刑に値すると主張した。

陪審員は、この加重事由を認めた、すなわち本件殺人は強盗の過程で行われた、そしてXには重大な暴力事件での有罪判決の前科があるというのであった。この犯罪歴にはXが17歳の時に犯した殺人の前科が含まれていた。陪審は、減軽事由は認められないとしてXに死刑を言い渡した。26年以上を経てXの有罪と死刑は、直接の上訴および州の有罪確定後の救済手続き等で維持された。

Xは2012年、ペンシルバニア州の有罪確定後の救済法(PCRA)の適用を求めた、そして認

められた。この申立ては、それまでXの弁護人にすら話すことを拒否していたドレイバー(D)から得た2つの新しい情報に基づいていた。Xはノアウッド(N)と性的関係があり、それがN殺害の本当の動機であるとDは初めてXの弁護人に告白したというのである。ドレイバー(D)によると、物盗りのためにNを殺害した旨の虚偽の証言をするよう州がXに勧めた、そして公判(立会)の検察官は、Dがそのような証言をすれば有利な取扱いをすることを約束した、すなわち立会検事は州の仮釈放(parole)委員会にDに有利な手紙を書くことを約束したというのである。公判で検察官はDから、Xの検事との唯一の同意は真実の証言をせずに有罪答弁をすることであった旨の証言を引き出した。書面での約束はこれ以外になかった。

フィラデルフィア民事裁判所(Court of Common pleas)は、PCRA裁判所と同じく、ウィリアムズ(X)の主張につき証拠審理(evidentiary hearing)を開いた。ドレイバー(D)から虚偽証言を獲得した検察官は、ノアウッド(N)のXとの性的関係に関する証拠を取り下げた。ドレイバーの公判(立会)検事は、証拠審理でこれらの主張に関して証言した。PCRA裁判所は、地区検察官に対し、以前に隠されていた検察官および警察官のファイルの提出を命じた。これらの書面には、当時の地区検事の死刑求刑を承認する旨のカスティーユの記載が含まれていた。訴追側の前記ファイルおよび証拠審理を根拠としてPCRA裁判所は、公判(立会)検事は1963年のブレイディ判決に違反して検事の“裁判のスポーツ理論”に依拠してXの罪を晴らす重要な証拠を隠ぺいしたと認めた。同裁判所は、Xの処刑を延期し、新たな量刑審理を命じた。

州側は、Xの処刑延期の無効を求めてペンシルバニア州最高裁に緊急申請をしたが、すでにXの起訴からおよそ30年が経過していた、そしてカスティーユはその間に州最高裁判事に選出され、その首席裁判官に就任していた。州は、Xの忌(回)避の申立てに反対した。カスティーユ首席裁判官は、何の説明もせずに忌避の申立てを退けた。ペンシルバニア州はその2

日後にXの処刑延期を無効とする州の申立てを退け、そして上訴審でこの問題を全面的に検討する (briefing) ことを命じた。州最高裁は、PCRAの処刑延期命令を無効とし、Xの死刑判決を復活させた。カスティーユ首席裁判官と2人の裁判官は多数意見に同意し、他の2人の裁判官は結論にのみ同意した。

カスティーユ首席裁判官は同意意見 (concurrency) を執筆した、そしてPCRA裁判所が中立的な裁判官としての役割を果たさず、実質的理由なしにXの処刑を延期したことを遺憾とした。PCRA裁判所はプレイディ法の本質の立場に気付くべきであった、彼によると、PCRA裁判所は間違っただけでそれを適用したというのである。さらにカスティーユ首席裁判官は、Xの弁護人を連邦地区弁護団の支援を受けた死刑反対者であるとして非難した。後にペンシルバニア州最高裁がXの事件について判断を示したその2週間後に、首席裁判官カスティーユは裁判官の職を辞した。そして当裁判所はXの上告受理の申立てを容れたのである。

II A

ウィリアムズ (X) は、首席裁判官カスティーユが地区検事としてXへの死刑を承認したことは後の死刑破棄の判断への参加を妨げると主張する。Xによると、首席裁判官が本件で告発者および裁判官として行動するのは第14修正のデュー・プロセス条項に違反するというのである。当裁判所の先例は、本件のように、裁判官が以前に検察官として事件に関与していたとき、回 (忌) 避を規制する特定のルールを明らかにしていない。しかしながら、下記に説明する理由で、これらの先例が依拠する原理は本件状況を支配するルールを命じている。当裁判所は、今、裁判官が以前に被告人の事件に関する決定的判断において検事として重要な個人的関わりを有していたとき、デュー・プロセス条項の下で容認できない現実の偏見 (actual bias) のリスクがあると判示する。

デュー・プロセスは、裁判官の側に“現実の

偏見のないこと (an absence of actual bias)”を保障する。マーチソン判決、349 U.S. 133, 136 (1955)。偏見を見極めることはそれ自体難しい。実施可能な判断枠組を確立するために当裁判所の先例は、通常のケースで現実の偏見が存在するかを判断するのを回避する客観的基準を適用してきた。裁判官が現実の主観的偏見を抱いているかではなく、客観的事柄として“彼の立場にある通常の裁判官であれば、中立的でないし憲法に反する偏見の可能性 (potential for bias) を有しているかを問題としてきたのである。Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 556 U.S. 868, 881 (2009)。本件でとりわけ重要なのは、あるケースで同一の人物が告発者兼判断者であるとき憲法に反する偏見の可能性が存在すると当裁判所が判断ししていることである。マーチソン判決136－137を見よ。この客観的な偏見のリスクは、“何人も自己自身のケースで裁判官になることはできない、何人も、その結果に利害関係を有するとき、そのようなケースを審理することは認められない”というデュー・プロセスの格言を反映している。“人は自己のケースで裁判官になることはできない”という格言は、もし以前に決定的な判断をした検察官にはそのような訴追に関わる資格がない (not disqualify) としなければ、デュー・プロセスの保障はほとんど意味がないことになるだろう。かかる結論は、当裁判所のマーチソン判決での分析から出てくる。同ケースは、州法上疑いのある犯罪に関して証言させるために裁判官が証人を喚問した1人制大陪審 “one-man judge—grand jury” にかかわりがあった。尋問の過程において裁判官は、2人の証人が手続きを妨害したことを確信した。彼は1人の証人を偽証罪で告発し、そして公開の法廷でその証人を審理し有罪とした。裁判官は他の証人を法廷侮辱罪で告発し、その2、3日後に彼を審理し、同様に有罪とした。当裁判所は、法廷侮辱罪裁判での裁判官の告発者兼判断者という二重の立場はデュー・プロセスに違反するという理由で有罪判決を破棄した。弾劾手続きの一部として裁判官は、事柄の性質上、これら被告発者 (accused) の有罪又は無罪に

全く利害関係がないとはいえないというのである。

重要な当事者的判断 (adversary decision) に参加する検察官ほど弾劾手続きに欠かせない (integral) 法律家はいない。裁判官が訴追側の代弁者 (advocate) として勤めを果たすそのようなケースで当の裁判官は、たとえいかに勤勉であっても、その結果への個人的利害を払いのけることができるかに重大な問題が生ずる。さらに裁判官は、彼又は彼女の以前の検察官としての立場に心理的に大いに固執する (wedded) ため、その裁判官は、意識的又は無意識的に立場の変化ないし誤りの外観を避けようとする。さらに検事としての彼又は彼女の役割を介して獲得した同事件の個人的知識又は印象は、法廷での当事者の議論よりも裁判官としての責任 (weight) を重視することになる。マーチソン判決 at 138, Caperton, at 881 をも見よ。

ペンシルバニア州はマーチソン判決において、以前に検事としての役割を果たし決定的判断を下したため重要なかわりを有していた裁判官の不適格性 (disqualification) はデュー・プロセスの要求ではないと主張する。マーチソン判決の事実は、多くの点において本件とは異なることは認められるべきであるというのである。マーチソン判決では数週間以上にわたり、1人の公務員 (official) (いわゆる裁判官兼大陪審) が、犯罪を捜査し、同捜査を妨害したとして証人を告発し、同告発に関する証拠を耳にした上で、有罪判決および量刑を言い渡した。ところが検事として以前に同事件にかかわりのあった裁判官は、手続きの各段階において何人かの検事の1人として働いたにすぎず、検事としての直接の役割は特定の訴追の側面に限定されていた。そして以前には検事そして今では裁判官として任務を果たす前に数十年の時が経過しているケースで、判断を求められたにすぎないというのである。

このような両事件の事実の相違にもかかわらず、マーチソン判決で説明された憲法上の原理は、裁判官が被告人の訴追に直接の個人的役割を果たしたケースに十分適用できる。他の人物

のかかわりや時の経過は複雑な刑事司法制度の結果であり、このような文脈は、偏見の可能性を妨げる客観的ルールの必要性を高める。大規模な非個人的組織での個々の検事には、マーチソン判決での一人制大陪審ほどではないにしても、なお影響力がある。検事には証人を喚問するなど多くの決定的判断をする責任がある。たとえ以前に法律家 (jurist) として検事が再登場するまで数十年の時が経過していたとしても、本件は当初の判断効果がなお残されているため複雑である。このような状況下において裁判官には、故意ではないにしても、当事者手続きを介して獲得された結果の不当な影響を受ける重大なリスクがある。多くの関係者のかかわりや時の経過は、検察官としての以前の決定的判断の結果、単純な事件であっても長年にわたり多くの手続を介して争われうる。司法過程の中立性を確保するため果たされるべき義務は、以前の検察官であっても免除されることはないのである。

B

首席裁判官カスティューのウィリアムズ (X) に対する死刑求刑の承認は、決定的な公判判断 (critical trial decision) において重要な個人的関与に相当するかの問題が残されている。当裁判所は、今、それは重要な個人的関与であったと結論する、その結果として首席裁判官カスティューがウィリアムズのケースで自ら回避しなかったのは憲法に反する偏見のリスクをもたらしたと結論するのである。

死刑を求めるという判断は、当事者主義手続 (adversary process) での決定的選択であることは疑い得ない。実際、被告人が死刑を科せられうる犯罪 (death eligible crime) で告発された後で、被告人の生命を消滅させるかを問うことは、検察官にとって最も重大な裁量的判断の1つである。首席裁判官カスティューがこの判断に重要な役割を果たしたことに疑いはない。彼の明示の承認がなければ、州はXへの死刑判決を求めることはなかったであろう。この判断の重要性およびそれがもたらす

深遠な結果は、責任ある検察官であれば、それを彼又は彼女の職務上の裁量および専門家 (professional) としての最も重要な判断であると考えていることを示している。それにもかかわらず州は、首席裁判官カスティーユはXに死刑を求める判断に重要な関与をしていなかったと主張する。首席裁判官は、死刑を科しうる殺人事件が多発している市での大規模な地方検察官事務所 (検事局) の長にすぎない。ペンシルバニア州によれば、ウィリアムズ (X) に死刑を求刑する公判検察官の要求を彼が承認したのは1頁半のメモを読む短い行政的行為に限られていたというのである。当裁判所の見解によれば、このような性格付けを認めることはできない (cannot be credited)。当裁判所は、当時の地区検事カスティーユはそれほど時間を要しないお座なりの仕事 (perfunctory task) としてそのような重要な判断をしたとは考えないのである。首席裁判官の選挙運動中に多くの報道機関 (news outlets) は、地区検事として45人を死刑台 (death row) に送ったという彼の主張を報じていた。地区検事としての在職中 (his tenure) に死刑を獲得した判決への個人的責任への支持表明 (willingness) は、彼自身の見解によれば、これらの死刑判決において彼は有意味な役割を果たしていたこと、そしてそのことを彼の (検事としての) 職業の重要な義務であると彼が考えていたことを示している。

本件処理には必ずしも必要ではないけれども、首席裁判官カスティーユのウィリアムズ事件での重要で個人的な判断へのかかわりは、容認できない現実の偏見のリスクを生じた。このリスクは、裁判官の中立性の外観を非常に危険にさらしているのであるから、本件事件でのカスティーユの関与は、デュー・プロセスの保障が十分に満たされるべきであるというのであれば、禁止されなければならなかったのである。

Ⅲ

首席裁判官カスティーユの関与はデュー・プロセスに違反すると決定したので、当裁判所は次にウィリアムズ (X) には救済を求める権利

があるかを判断しなければならない。ペンシルバニア州は、同州最高裁面前での再審理を命じてウィリアムズ (X) への完全な救済にはならないという。しかしながら、憲法違反への完全な救済を保障できないということは、救済を全く与えないことを正当化するものではない。

首席裁判官カスティーユのウィリアムズ事件での関与は、州最高裁のすべての判断枠組に影響を及ぼす誤りであった。ウィリアムズ (X) には、州と被告人との間に明確なバランスを保たないおそれのある誘惑によっても惑わされることのないXの主張を提示する機会が与えられなければならない。ツーマイ判決、273 U.S. 510, 532 (1927)。

裁判官が以前に検察官としての決定的に重要な個人的判断にかかわる場合、司法過程での現実の偏見のリスクは憲法に違反するレベルに高まる。デュー・プロセスは、自己に不利な偏見のない裁判所のメンバーによる裁判を受ける権利をウィリアムズ (X) に保障しているのである。

ペンシルバニア州最高裁の判断を無効とし、本意見と矛盾しないさらなる手続きのために差し戻すこととする。以上、命令する。

【ロバツ首席裁判官の反対意見——アリト裁判官参加】

1986年当時フィラデルフィア地区検事であったロナルド・カスティーユは、彼の地区検事局の検察官がウィリアムズ (X) に死刑を求刑することを承認した。ほぼ30年後にペンシルバニア州最高裁の首席裁判官としてカスティーユは、Xの5回目の人身保護令状の請求事件を審理すべきかの決定に参加した。当裁判所は、今、首席裁判官カスティーユはウィリアムズ (X) の事件で検察官として決定的な判断をしたことを理由に、カスティーユの以前の判断は心理的に密接につながっているリスクがあるとして人身保護令状で提示された問題を判断するのはデュー・プロセスに違反すると判示する。当裁判所によると、この結論は何人も自己自身の事件において裁判官になることはできないと

の法格言から生ずるというのである。

「多数意見は、先例よりも法格言に依拠する。」当裁判所は審判者 (adjudicators) として任務を果たす際に誠実性と廉潔性 (honesty and integrity) の前提が満たさなければならないと判示してきた。Withrow v. Larkin, 421 U.S. 34, 47 (1925). この前提に打ち勝つために多数意見はマーチソン判決 349 U.S. 133 (1954) に依拠する。われわれはマーチソン判決において、裁判官が同一の事実に基づいてすでに同一の事件で大陪審員として検討したと同一の問題を判断するとき、デュー・プロセスに違反すると結論した。ところがウィリアムズ (X) は本件で、人身保護の申立てで争われた事実について提示された問題に関して判断したと主張していない。したがって、私は、デュー・プロセス条項は首席裁判官カスティューの忌 (回) 避を要求しないと判示したのである。

A

刑事手続きの文脈でのデュー・プロセス条項は、自由と正義の原理にとって基本的であり、“自由な政府という考えに内在し、そのような政府の市民の不可譲の権利 (inalienable right) であるそのような慣行 (practices) を採用することを州に要求する。トワイニング判決 (Twining v. California, 211 U.S. 78, 106 (1908)). 公正な裁判はそのような権利の1つである。ライゼンバ判決 (Lisenba v. California, 314 U.S. 219, 236 (1940))。かかる権利を追求する際に、ある手続きが“基本的として位置付けられるほど伝統および人々の良心に根付いている若干の正義の原理に違反しない限り、その下で法が遂行される手続きを定めることは、通常、州の権限内にある。

あるケースで直接的かつ重要な金銭的利害を有する裁判官は、そのケースを主宰できないことは明らかである。ツーマイ判決 (Tumey v. Ohio, 273 U.S. 510, 523 (1927)). われわれはまた、裁判官が以前に同一事件で大陪審として勤めていたとき裁判官は刑事侮辱罪手続きに関与できない (may not oversee) と判示してきた。

マーチソン判決 349 U.S., at 139 を見よ。

われわれはケイパートン判決 (Caperton v. A. T. Massey Coal Co., 556 U.S. 868 (2009)) 以前には、このような限定的状況を越えてデュー・プロセス条項の下で裁判官の回避を求めることを退けてきた。しかしながら同判決において当裁判所は、“裁判官又は判断者 (decision maker) の側での現実の偏見の可能性が極めて高いため憲法上容認できないとき” 最高裁は忌 (回) 避を要求するという新しい基準を採用したのである。

B

多数意見によれば、デュー・プロセス条項は首席裁判官カスティューの忌避を要求するという、けだし彼はウィリアムズ (X) の事案で決定的で重要な個人的かわりを有していたというのである。多数意見によると、この結論はマーチソン判決での当裁判所の分析に由来する。しかしマーチソン判決は多数意見の新しいルールを裏付けていないばかりか、それとは全く異なっている。マーチソン判決は、同一の人物が裁判官兼同一事件での1人制大陪審員となることを認める独特のミシガン州法にかかわりがあったからである。

ミシガン州法によれば、ミシガン州裁判官は大陪審として勤め、収賄事件で2人の証人から証言を聞いた、その証言の結果、裁判官は証人の1人が偽証罪を犯していることを確信した。2人目の証人は質問に答えることを拒否したので裁判官は、同証人を法廷侮辱罪で告発した上、公判を主宰し彼らを有罪とした。当裁判所は、マーチソン判決は多くの点で本件とは異なることを認めた。当裁判所は、この相違は事実上 (in fact) 決定的であることを認めなかった。要するに、首席裁判官カスティューが同事件での関与に全くかわりがない問題の判断に参加したことには基本的な不公正となる“客観的な現実の偏見”はなかったのである。

× × ×

デュー・プロセス条項は首席裁判官カスティューがウィリアムズ (X) の事件について審理することを禁止していなかった。しかし、

このことは、彼がそのようにしたのが相当であるという意味ではない。ウィリアムズ (X) は、検察官が起訴した事件で裁判官としての関与を禁止した多くの州判決を挙げている。「デュー・プロセスはこのような事件において裁判官の回避を命じていないので、回避が必要とされるかを判断するのは当裁判所ではなく州裁判所の役割である。」私はペンシルバニア州最高裁の判決を維持したいので、それとは異なる当裁判所の結論には反対である。

【トマス裁判官の反対意見】

多数意見は、ウィリアムズ (X) の事案で、公判 (立会) 検察官でなかった州検事で現ペンシルバニア州最高裁首席裁判官カスティーユが X の 4 度目の州の有罪破棄の再審請求事件に関与したのはデュー・プロセス違反であると結論した。この結論には欠陥がある (flawed)。司法手続きでの偏見のおそれ (specter) があるというだけではデュー・プロセス違反にはならない。当裁判所は、すべての裁判官の無資格を憲法問題とはせずにそのようなルールを立法府に委ねてきた。さらに X は刑事被告人ではないし、彼の州での有罪確定後の手続きは刑事裁判の継続ではなく民事問題である。

I

多数意見を読むと、読者は、X に対する訴追はなお進行中であると誤解するかもしれない。多数意見は X の量刑は 25 年前に確定していたという事実に言及していないからである。

A

32 年前にウィリアムズ (X) とその共犯者ドレイバー (D) は被害者を殴り殺した。X は後に殺害現場である墓地に戻り、被害者の死体にガソリンをかけ火を付けた。X に対する公判開始後に殺人課の主任と地区検事ロナルド・カスティーユは死刑を求刑する訴追側の判断を 1 枚の書類に署名して承認した。カスティーユの X の刑事事件との関わりはこれ以外にない。ペンシルバニア州陪審は、X の第 1 級謀殺罪での有

罪を認定し死刑を言い渡した。ペンシルバニア州最高裁は有罪および量刑を維持した。

その 5 年後に X は、州での有罪確定後の救済を求めた。その申立ては否定された。X は 23 点もの誤りを主張して上訴した。裁判所の長文の意見はカスティーユの偏見の可能性に言及せず、X もカスティーユの忌避を求めていなかった。2005 年に X は、さらに 2 度にわたり州の有罪確定後の救済を求めた。カスティーユはこれらの手続きに関与したとされているが、X は彼の忌避を求めていなかったのである。X は次いで彼の量刑の無効を求めて 4 度目の試みをした。この際、X は初めて、検事は X の無罪を晴らす証拠を開示せずにブレイディ判決に違反したと主張した。X によると、X と被害者は X が未成年時に性的関係にあったことを検察官は彼の弁護人に開示すべきであったというのである。州の有罪確定後に裁判所は、これに同意して X の量刑を無効とした。州側はペンシルバニア州最高裁に上訴した。

II

本日の判示は、刑事手続きと有罪確定後の手続きとの相違を無効とすることによってコンローの慣行および先例から逸脱している。

III

本件は被告人 (accused) に関するケースではない、それはすでに有罪とされた者のデュー・プロセスに関するケースである。デュー・プロセス条項はどのようなものであるにせよ、すべての考えられうる手続きの保護を要求するものではない。

【研究】

1 本判決は、32 年前に確定していた死刑判決に関する 4 度目の再審請求事件で、1963 年のブレイディ判決違反を認め裁判のやり直しを命じたものである。事案はかなり複雑である。本件申立人 (X) は、共同被告人ドレイバー (D) とともに、通りかかったノアウッド (N) の車で自宅まで送りとどけてもらう途中で物品奪取

の目的でNを殺害したとして死刑を言い渡された。ところが、Xは2012年、Nと性的関係がありそれがN殺害の本当の動機である旨DがXの弁護人に告白した、N殺害の動機は物盗りであるとして有罪答弁をすれば有利な取扱いをするとの立会検察官の求めに応じたものである、そのような有罪答弁と引き換えに虚偽の証言をさせた点で検察官はブレイディ判決に違反していると主張したのである。そしてPCRA裁判所が以前に公にされていなかった検察官のファイルの提示を命じたところ、その中に地区検事の死刑求刑を承認する旨のカスティーユ（後のペンシルバニア最高裁長官）の記載が含まれていたためその是非が争われた。

さらに複雑なのは、先例とのかかわりである。ロバツ首席裁判官の反対意見が強調するように、「多数意見は先例よりも法格言に依拠している」といえるかが最大の争点である。このことを理解するにはとりわけ1927年のツーマイ判決と1954年のマーチソン判決の正確な理解が欠かせない、そこで以下、両判決を詳しく検討しておく。

(1) ツーマイ判決（1927年3月7日）

本判決（*Tumey v. Ohio*, 273 U.S. 510）は、市長の発した令状によって逮捕され禁酒法違反で起訴された被告人に対しその市長1人が単独の公判裁判官として罰金等を支払うまで拘禁するとの有罪判決を言い渡したうえ、一切の上訴が認められず町長の俸給の一部はその罰金刑によって支払われていたという事案つき、以下のように判示して、第14修正のデュー・プロセスに違反するとしたものである。

ツーマイ（X）は、酒精飲料の不法所持の罪で逮捕されオハイオ州甲地の市長の面前に引致された。彼（X）は同市長には彼を裁く資格はないことを理由に公訴棄却（dismissal）を申し立てた。市長はこの申立てを退け、ハミルトン郡内で違法に酒精飲料を所持したとして被告人を有罪とし100ドルの罰金刑を言い渡したうえ、その罰金および訴訟費用（costs）を支払うまでの投獄を命じた。被告人が正式異議を申し立てたところハミルトン郡裁判所は、市長には資格

がないとして判決を破棄したが、オハイオ州第1地区控訴裁判所は同判決を破棄し原判決を維持した。そこで被告人は憲法上の根拠に基づいて、市長の裁判所（the Mayor's）および控訴裁判所の判決の破棄を求めたところ州最高裁は右申立てを却下したが、州最高裁長官によって認められた誤審令状（a writ of error）に基づいて合衆国最高裁に持ち込まれた。

裁判官の資格（judicial qualification）の問題は、必ずしも憲法上有効であるかの問題とはかわりがない。「しかし、裁判所の裁判官が彼の事案で被告人に不利な結論に達する際に個人的・実質的な金銭上の利益を有するそのような裁判所の判決に被告人の自由ないし財産を委ねるのは間違いなく第14修正に違反する。」

市長の判決の言い渡しにおける金銭的利益が本件被告人にデュー・プロセスが否定されたとする唯一の理由ではない。公判は、陪審なしに再公判の機会もなしに、市長の面前で開かれなければならない。市長はまず被告人は有罪であるかどうかを判断し、次に有罪と認定すれば、第1回目の犯罪に対しては最低140ドル最高1000ドルの間で、第2回目の犯罪に対しては最低300ドル最高2000ドルの間で処罰の程度を決めるという司法上の義務を与えられている。市長としての村の財政状況への利害（interest）およびそれに関する彼の責任からして、被告人に有罪判決および高額な罰金を科すことによって村の財政を援助する強い動機のある人物からの公平な裁判・公平な量刑を得ることはできないと被告人が危惧するのは理由のあることである。

本件証拠は被告人が有罪であることを明らかに示しており、彼は最低額の100ドルの罰金刑を科せられたにすぎない、それ故、彼は有罪判決についても判決の額についてもデュー・プロセスの欠如を申し立てることができないと主張されている。しかし、彼に不利な証拠がどのようなものであれ、彼には公正な裁判官による裁判を受ける権利があった。裁判の結果への直接の金銭的利益および村の財政上の必要性を補助するために被告人を有罪とし罰金刑を等級化

する (graduate) ための職務上の動機 (official motive) の両者が存在した市長には、裁判官としての資格のないことを理由に裁判を中止させる権利があった。オハイオ州最高裁の判決を破棄し、差し戻さなければならない。

(2) マーチソン判決 (1955年5月16日)

本判決 (In re Murchison, 349 U.S. 133) は、ミシガン州法の下で1人制大陪審 (one-man grand jury) として犯罪捜査をしたミシガン州裁判官が公開裁判の審理後に大陪審手続きにおいて彼の面前で生じた出来事を理由に証人の2人を法廷侮辱罪に該当するとして処罰した事案につき、同一の裁判官の面前での行為につき法廷侮辱罪で有罪とするのは第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとしたものである。

申立人マーチソンとホワイトの両名は、“1人の裁判官から成る大陪審 (one-man judge grand jury)” の面前に証人として喚問された。デトロイトの警察官マーチソンは、デトロイト市の賭博および警察官の贈 (収) 賄事件 (bribery) について裁判官の執務室での審理で詳細に取り調べられた。彼の答弁の結果、“1人制大陪審” 面前での他の証拠に照らしマーチソンは偽証をしているとの確信を抱いた裁判官は、マーチソンを偽証罪で告発したうえ出廷して法廷侮辱罪で処罰されるべきではないとする理由を示すように命じた。もう1人の申立人ホワイトも同一の“1人制大陪審” の下に証人として出廷するよう命じられた。賭博および贈収賄事件に関して多くの質問を受けた彼は、ミシガン州法の下で彼には弁護人の立会いを求める権利があるとの理由で答弁を拒絶した。“裁判官兼大陪審” は、ホワイトを法廷侮辱罪で告発したうえ出廷してその理由を示すように命じた、そして公開の法廷で両申立人を審理し法廷侮辱罪で有罪とし刑を言い渡した。そこで両申立人は、このような特別の裁判官によって法廷侮辱罪とされたことに対しデュー・プロセス違反等を理由として異議を申し立てた。公判裁判官はそれをすべて退け、そして州最高裁は公判裁判官の判断を維持した。これに対し合衆国最高裁は、連邦憲法上の重大な問題があることを理由に上告受理

の申立てを容れ、以下のような判断を示し、全員一致で原判決を破棄した。

公正な裁判所による公正な裁判は、デュー・プロセスの基本的要素である。公正はもちろん、各事件の公判において実際の偏見 (actual bias) のないことを要求する。そのため人は、自らの事件について裁判官となることはできない、そして何人であっても、その結果に自らが利益を有する事件を審理することは認められない。かかる利益は正確に定義できない。当裁判所は、しかし、“州と被告人との間の微妙で明確かつ正確なバランスを維持しない……。平均人に裁判官となりうる誘惑を提供するすべての手続きは後者のデュー・プロセスの否定である” と述べた。ツーマイ判決532頁。そのような厳格なルールは、時には実際の偏見を有しておらず争っている当事者間に平等に正義の秤を適用することに全力を尽す裁判官による公判を妨げることがある。しかし、その高度な機能を最上の方法で果たすためには“正義は正義の外観を満たしていなければならない。” もしわれわれの法制度が1人の裁判官に大陪審として行動することを認め、次いで彼の捜査の結果として告発されたその人を裁くことを認めているのであれば、それは奇妙であろう。1人の“裁判官兼大陪審” は、通常の素人の大陪審員というより弾劾的手続き (accusatory process) の一部である。そのような手続きの一部であった裁判官は、まさに事柄の性質上、これらの被告人の有罪または無罪に全く公平 (wholly disinterested) であるということはある得ない。公正な裁判はわれわれの自由社会の余りにも重要な一部であるので、訴追者である裁判官 (prosecuting judges) を訴追についての公判裁判官とすることはできない。なるほど裁判所の法廷において犯された法廷侮辱罪は、若干の状況下において、公判裁判官によって即座に (summary) 処罰しうる。しかし、公開の法廷において公判裁判官の面前で犯された法廷侮辱罪に関する公判裁判官による判断 (adjudication) は、本件での手続きと類似しないのである。

実際の事柄として、裁判官が彼の“大陪

審”の秘密会（secret session）で起こったことの影響を受けないというのは、不可能ではないにせよ、困難である。そのことについての彼の記憶は、公開の審理で行われたいかなる証言より彼に大きく影響すると思われる。時にそうであることはホワイトの事案で生じた出来事によって示されている。ホワイトを有罪と認定した際に公判裁判官は、“記録が示していない一つのことがある、それはホワイト氏の態度です。彼の態度、質問に答えた様子、そして証人台での態度は実に無礼（insolent）だった。その態度は無礼であっただけでなく、挑発的だったといわなければならない。私はこのことを記録にとどめたい”と述べていたのである。

これらの指摘は原記録の一部ではないので削除して欲しいとの弁護人の申立てに対し、裁判官は、“確かに記録にはないことかもしれないが裁判所にとって極めて明らかなのである”と答えた。それ故、彼の面前で提出された証拠を検討する際に公正に検討することがデュー・プロセスの要求であるにもかかわらず、裁判官は、大陪審室で起こったことについての彼自身の個人的知識と印象を伝えた。そして彼の判断は、相当な反対尋問によってその正確性が吟味されることがなかった彼の印象に一部依拠していた。

証人を尋問する被告人の権利は公正な裁判にとって不可欠であるにもかかわらず、かかる権利はこのような方法で危うくされたのである。

われわれは、これらの申立人を“裁判官兼大陪審”が審理することはデュー・プロセスに違反すると判示する。それ故、有罪を維持したミシガン州最高裁は誤っていたことになる。原判決を破棄し差し戻すこととする。

2 本判決でとりわけ注目されるのは、ケネディ裁判官執筆の法廷意見にギンズバーグ、ブライア、ソトマイヨールおよびケイガン各裁判官が参加していることである。

合衆国最高裁は死刑自体を違憲と判示したことは一度もない。ところが合衆国最高裁は1972年のファーマン判決において謀殺罪で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として

一括審議し、これら事案において各被告人は恣意的に選別され死刑の判断を「裁判官または陪審の自由な裁量に委ね」られていたことを理由に第8修正および第14修正に違反すると判示したため話題になった。同判決は裁判所による匿名意見（per curiam opinion）であり、右結論を明示するにとどまったが、9裁判官全員が詳細な賛否の個別意見を述べ、とりわけブレナン、マーシャル両裁判官は最高裁判事としてはじめて緻密な死刑論を展開したため、わが国でも大いに注目されたのは周知の通りである。

ファーマン判決は合衆国最高裁による初めての違憲判決であり、その射程距離が問題になった。もっとも、第8修正違反と断じているのはブレナン、マーシャル両裁判官のみであり、ダグラス、ホワイト、スチュアートの3裁判官は、要するに、被告人ファーマンらは「恣意的に選別され」有意味な判断基準が示されないまま死刑を言い渡されたのであるから「雷に打たれた」のと同様に“残虐で異常な刑罰”を科せられたことになるとして同調したにとどまる。そして現に合衆国最高裁は4年後のグレッグ判決において、ファーマン判決に従って法を改正して死刑の判断基準について詳細な規定を設けたものの、従前と同じく謀殺罪等の犯罪類型については死刑を保持している州法の下での死刑判決を第8修正に違反しないとした。アメリカ社会の大半が死刑を相当かつ必要な制裁であると考えているのはファーマン判決後の各立法府の対応から明白であり、死刑の絶対的禁止を要求しているものと第8修正を解釈すべき時期が到来しているとする「品位の発展的基準」に立脚した主張はその前提が崩れている、また量刑宣告機関への相当な情報および指針の提供によってファーマン判決の要求は満たされており、もはや裁判所は従前のように気まぐれに死刑を言い渡すことはできないというのである。

3 ところで、アメリカではニューヨーク州法を皮切りとして絞首刑を廃止しそれより人道的と考えられる処刑方法に次第に移行し、今日ではほぼすべての法域において致死薬物注射に

よる処刑方法のみが採用されている。そしてケンタッキー州での致死薬物注射による処刑方法の合憲性を肯定したのが2008年のベイズ判決である。米国唯一のメーカーである製薬会社ホスピラが国内でのチオペンタールの製造を中止しイタリアの工場に製造拠点を移そうとしたところ死刑を廃止しているイタリア当局が死刑執行で使われないことを条件にしていたため、同社は製造を断念した。このような状況下に従前のチオペンタールナトリウムに代えてミダゾラムを用いた致死薬物注射の合憲性を肯定したのが2015年6月29日のグロシップ判決である。

グロシップ判決で最も注目されるのは、1972年のファーマン判決以来の死刑廃止論の登場である。2008年のベイズ判決でのギンズバーグ裁判官の反対意見（スータ裁判官参加）は、死刑制度の違憲性につき直接言及していない。ところが2015年のグロシップ判決ではブライア裁判官の反対意見（ギンズバーグ裁判官参加）は、死刑は第8修正の禁止する残虐で異常な刑罰であるとの見解を明らかにしているのである。そしてソトマイヨール裁判官の反対意見（ブライア、ギンズバーグ、およびケイガン裁判官参加）は、新たな薬剤ミダゾラムを用いた処刑方法の違憲性を主張するにとどまるが、致死薬物注射のみが現在のアメリカで合憲とされていることを考えると、事実上の死刑違憲論とも解しうる。現職の合衆国最高裁のブライア、ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケイガンの4裁判官がグロシップ判決でファーマン判決以降、死刑の違憲性の問題に関しては実に43年振りに死刑廃止論に踏み切ったとして注目されているのはこのためである。

4 このようにみえてくると本判決の意義は明らかであろう。本判決は、死刑の合憲性が直接争われた事案ではないが、ケネディ裁判官執筆の法廷意見にこの4人が参加したため、結論として5対3で25年前に確定していた死刑判決につきデュー・プロセス違反を肯定したことに重要な意義があると思われるだけに、わが国における近時の死刑存廃をめぐる議論に一石を投じ

たものであることは否定できないのである。本判決の紹介として土屋孝次2017-1アメリカ法129があるが、裁判官忌避と第14修正とのかかわりが中心でグロシップ判決で注目された死刑違憲論の再登場については一切言及していない。詳しくは、小早川義則『死刑判決と日米最高裁』（成文堂、2017年）。

なお付言するに筆者のかねての疑問は、わが国の最高裁の判示は総じて全員一致であり、反対意見が極端に少ないことである。とりわけ死刑判決の是非のような根源的問題については見解が分かれるのはむしろ当然と思われるにもかかわらず、わが最高裁は現在に至るまで全員一致の判示を繰り返している。そして最高判平成28年2月23日裁判集刑319号1頁は「死刑制度がその執行方法を含め憲法のこれらの規定に違反しないことは当裁判所の判例とするところである」との三行半の判決文で本件上告を棄却している。このようにわが国の最高裁は、今なお明治6年（1873年）太政官布告に依拠して絞首刑による処刑方法の合憲性を肯定し続けている、要するにわが国の最高裁は死刑に関する限り、1世紀以上もの間、思考を完全に停止しているのである。

ちなみに米連邦証拠規則の第一人者ワインシュタイン判事（Jack B. Weinstein, Senior Judge）の2018年1月3日付私信によれば、同判事のコートでは「陪審は、死刑を科すことに拒絶反応を示している。実に多くの裁判官と同様、私は、古めかしくて残虐な刑罰を廃止する今がその時期であると信じている」(In my Court, juries refuse to impose the death penalty. Like so many judges, I believe it is time to abolish this archaic and cruel punishment.) とのことである。

時あたかも日弁連は、2020年までに死刑廃止をめざしているのであり、われわれも改めて真剣に死刑の存廃について考える時期に差しかかっているように思われるのである。

